

# 平成25年度 中小企業・小規模事業者関係税制改正結果(主要項目)

## 事業承継税制の拡充 (平成27年1月施行)

事業承継税制の適用要件の見直しや手続の簡素化を通じ、制度の使い勝手の大幅な改善を図る。

後継者は、先代経営者の親族に限定

→ 親族外承継を対象化

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持

→ 雇用の8割以上を「5年間平均」で評価

要件を満たせず納税猶予打切りの際は、納税猶予額に加えて利子税の支払いが必要

→ 利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)  
承継5年超で、5年間の利子税免除

相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除

→ 民事再生・会社更生・中小企業再生支援協議会での事業再生の際、納税猶予額を再計算し、一部免除

先代経営者は、贈与時に役員を退任

→ 贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に(有給役員として残留可)

制度の利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて、「事前確認」を受けておく必要

→ 事前確認制度を廃止

猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため、猶予税額が少なく算出

→ 先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除

## 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の活性化に資する設備投資を促進する。

中小企業等



①相談

②活性化等の  
アドバイス

アドバイスを行う機関

認定経営革新等支援機関  
商工会議所  
商工会 等

③アドバイスを踏まえた器具備品(30万円以上)  
建物附属設備(60万円以上)への投資

税制措置(特別償却(30%)又は税額控除(7%))

## 中小法人の交際費課税の特例の拡充

中小法人が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とする。

